

秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）

現 場 説 明 書 （条件明示）

令和8年7月

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

1. 本書の位置づけ

本書は、秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）（以下「本業務」という。）に係る要求水準書に示す業務内容について、発注者である秋田県（以下「発注者」という。）における積算の考え方及び条件を示すものである。

本書に記載する内容は、発注者の積算に用いた前提条件を示すものであり、事業者はこれを参考として提案を行うものとする。

なお、本書に記載の内容と契約書、要求水準書その他の契約図書との間に相違がある場合は、契約書及び要求水準書の定めが優先されるものとする。

2. 積算の基本条件

2.1. 適用積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施している。

- ・土木工事標準積算基準書（共通編） 令和7年10月以降適用（秋田県）
- ・下水道施設維持管理積算要領 2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）
- ・下水道管路管理積算資料－2023－（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
- ・令和7年改訂版 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）

2.2. 諸経費体系

諸経費体系については下水道施設維持管理積算要領（日本下水道協会）及び下水道管路管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）を参考としている。

共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率を算出するための計算式や変数値については、これらの資料に記載の値を土木工事標準積算基準書 令和7年10月以降適用（秋田県）に定められた値に置き換えて積算している。なお、管路施設の点検、修繕については、以下のように積算している。

なお、管路施設維持管理業務に係る共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率については、各自治体の事業期間（10年間）において実施する対象業務を一括して取りまとめた費用を対象額とし、当該対象額に基づき算定している。

管路施設維持管理業務における主たる工種は「下水道工事（2）」とし、地域補正については、施工地域区分を「一般交通影響あり（2）」として積算しています。

また、一般管理費等の補正については、「前払金支出あり」とし、契約保証による補正を「金銭的保証を必要とする場合」として積算している。

工種	共通仮設費（率計上分）	備考（対象）
管路施設巡視・点検・調査・清掃工等	対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 0.5 × 施工地域を考慮した補正係数	管路施設巡視業務 管路点検（管口カメラ、入孔、押込みカメラ） 仕切弁等点検 空気弁点検 水管橋点検 管渠調査業務 管渠洗浄業務 不明水調査業務 管渠清掃業務 ポンプ場清掃業務 住民対応業務 統括管理
修繕工	対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) ※施工地域を考慮した補正係数は適用なし	管路施設小破修繕

3. 各業務積算方法

3.1. 管路施設維持管理業務

3.1.1. 管路施設巡視業務（標準作業量）

・巡視工	現場作業	3,000 m／日
	報告書作成	1,800 m／日

3.1.2. 管路点検（標準作業量）

・管口カメラ点検工（市町村）	現場作業	25基／日（3m以下）
	報告書作成	50基／日
・管口カメラ点検工（流域下水道）	現場作業	10基／日（3m以下）
	報告書作成	50基／日
・入孔点検	現場作業	4基／日（6m以下）
	現場作業	3基／日（6m超～10m以下）
	現場作業	2基／日（10m超）
	報告書作成	50基／日

3.1.3. 仕切弁等点検（標準作業量）

・仕切弁等点検工	現場作業	10基／日
	報告書作成	50基／日

3.1.4. 空気弁点検（標準作業量）

・空気弁点検（押込みカメラ）	現場作業	3基／日
	報告書作成	50基／日

3.1.5. 管渠調査業務（標準作業量）

・小中口径TVカメラ調査	現場作業	280m／日
	報告書作成	560m／日
・大口径TVカメラ調査	現場作業	280m／日
	（φ800mm以上1500mm未満）	
	現場作業	300m／日
	（φ1500mm以上2000mm以下）	
	報告書作成	560m／日

3.1.6. 管渠洗浄業務（標準作業量）

・管渠洗浄工	現場作業	555m／日
--------	------	--------

3.1.7. 不明水調査業務（標準作業量）

・送煙試験工	現場作業	500m／日
	報告書作成	200m／日

3.1.8. 管渠清掃業務（標準作業量）

・管きょ清掃工	現場作業	555m／日
・ポンプ場（大潟村のみ）	2箇所／1回の清掃費用として、直接作業費で600,000円を見込んでいる。	

3.1.9. 管路施設小破修繕

小破修繕工は、過年度の実績から予定金額として、直接業務費で令和9年度6,000千円、令和10～令和18年度12,000千円を見込んでいる（秋田県流域下水道のみ計上）。

3.1.10. 住民対応業務（現地確認作業）

- ・ 現地確認作業

普通作業員 2人×2時間＝4時間
ライトバン運転工 2時間

- ・ 安全管理対策作業

普通作業員 3人×3時間＝9時間
ライトバン運転工 2時間

3.1.11. 交通整理員

- ・ 交通誘導警備員B

（単位：人）

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
秋田県	100	140	122	180	100	152	164	210	144	158
男鹿市	2	8	6	4	4	4	8	6	2	6
潟上市	6	30	30	30	30	30	30	30	30	30
三種町	6	18	18	18	18	18	18	18	18	18
五城目町	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
八郎潟町	2	14	14	14	14	14	14	14	14	14
井川町	2	2	14	14	14	14	14	14	14	14
大潟村	42	42	54	54	54	54	54	54	54	54

3.1.12. 共通仮設費（積上げ分）

- ・ 安全費（入孔点検、本管カメラ調査に係る送風機運転工）

- ・ 送風機運転工

特殊作業員 1人
 発動発電機運転工 2KVA 2.7kw 1日
 送風機損料 軸流式 風量50／60m³/min 1日
 ガス検知器損料 1日

・作業日数

(単位：日)

	種別		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
秋田県	点検工	入孔点検 入孔深h-6.0m未満	13	26	17	30	13	26	17	30	13	26
		入孔点検 入孔深h-10.0m未満	7	22	13	34	7	22	13	34	7	22
		入孔点検 入孔深h-10.0m以上	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0
	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	0	0	0	0	0	4	29	20	29	19
		大口径TVカメラ φ800mm以上1500mm未満	0	0	12	19	23	20	0	0	0	0
		大口径TVカメラ φ1500mm以上2000mm以下	23	20	11	4	0	0	0	8	1	0
	管渠洗浄工		0	0	0	0	0	2	15	10	15	10
	潟上市	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	0	8	8	8	8	8	8	8	8
管渠洗浄工		0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
三種町	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	管渠洗浄工		0	2	2	2	2	2	2	2	2	2
五城目町	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	管渠洗浄工		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
八郎潟町	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	管渠洗浄工		0	2	2	2	2	2	2	2	2	2
井川町	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
	管渠洗浄工		0	0	2	2	2	2	2	2	2	2
大潟村	本管テレビカメラ調査工	小中口径TVカメラ	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
	管渠洗浄工		0	0	2	2	2	2	2	2	2	2

3.2. 管理業務

3.2.1. 統括管理業務

・統括管理業務

管理技師 資料作成 0.50人/月＋協議 0.50人/月

調査技師 資料作成 0.50人/月＋協議 0.50人/月

3.3. マンホール形式ポンプ場保守点検業務

3.3.1. マンホール形式ポンプ場保守点検業務

「保守点検業務費（日常点検）」「その他の業務費（日常点検）」「吊上げ点検業務費」「その他の業務費」は、別表1，2により数量と単価を算出している。

なお、保守点検業務費にかかる技術経費率は1%としている。

別表1

表1-2 保守点検作業時間・巡回距離・巡回体制等

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
保守点検所要時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
巡回	区間距離	km	2.0	2.0	2.0	2.0	
	距離計	km	8.0				
条件	速度	km/h	30				
	体制	人	2				
	頻度	回/日	1/30				

表1-3 その他の業務作業時間

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
その他の業務時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

表1-4 保守点検所要日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	③ 保守点検 所要時間 (hr)	④ 保守点検 所要日数 (日)	⑤=②×④ 年間所要日数
No.1	1/30	365×1/30	0.5	0.31 ③集計 ÷8hr	4.03
No.2			0.5		
No.3			0.5		
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			2.5		

表1-5 巡回所要日数

① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	1巡回当り所要日数			⑥=②×⑤ 巡回年間 所要日数 (日)
		③ 巡回距離 (km)	④ 巡回速度 (km/hr)	⑤ 所要日数 (日)	
1/30	13	8.0	30	0.03 ③/④/8	0.39

表1-6 保守点検業務職種別業務人数計算表

① 基本人数 (巡回体 制) (人/日)	②			③ 年間延べ 業務人数 (人)	④ 業務実施 割合補正	職種別業務人数			
	(a) 保守点検 所要日数 (日)	(b) 巡回 所要日数 (日)	計 (日)			職種	⑤ 職種別 構成比率 (%)	③×④× ⑤ 計算値 (人)	計上値
2	4.03	0.39	4.42	8.84	1.0	業務統括 責任者	5	0.44	0.4
						副総括	15	1.32	1.3
						主任	30	2.65	2.6
						技術員	25	2.21	2.2
						技能員	25	2.21	2.2
						人数計			8.7

表1-7 その他の業務基準日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回／日)	② 年間巡回数 (回)	③ その他の業務の 所要時間 (hr)	④ その他の業務の所 要日数 (日)	⑤＝②×④ 基準日数 (日)
No.1	1/30	13	0.5	0.31	4.03
No.2			0.5		
No.3		365×1/30	0.5	③集計÷8hr	
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			③		
			2.5		

表1-8 その他の業務職種別業務人数計算表

① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③=①×② 年間延べ業務人数	職種別業務人数			
			職種	④ 比率 (%)	③×④ 計算値 (人)	計上値 (人)
2	4.03	8.06	業務総括責任者			
			副総括			
			主任	10	0.806	0.8
			技術員			
			技能員	20	1.61	1.6
			その他	70	5.642	5.6
			人数計			8

表1-9 職種別労務単価基準額

①電工労務単価 (円/人・日)	職種	② 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	計上値 (円/人・日)
27,500	業務総括責任者	1.30	35,750	35,700
	副総括	1.15	31,625	31,600
	主任	1.00	27,500	27,500
	技術員	0.90	24,750	24,700
	技能員	0.75	20,625	20,600
	その他	0.60	16,500	16,500

別表2

表2-2 保守点検作業時間・巡回距離・巡回体制等

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
保守点検所要時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
巡回	区間距離	km	2.0	2.0	2.0	2.0	
	距離計	km	8.0				
条件	速度	km/h	30				
	体制	人	2				
	頻度	回/日	1/60				

表2-3 その他の業務作業時間

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
その他の業務時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

表2-4 保守点検所要日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	③ 保守点検 所要時間 (hr)	④ 保守点検 所要日数 (日)	⑤=②×④ 年間所要日数
No.1	1/30	7	0.5	0.31 ③集計 ÷8hr	2.17
No.2			0.5		
No.3			0.5		
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			2.5		

表2-5 巡回所要日数

① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	1巡回当り所要日数			⑥=②×⑤ 巡回年間 所要日数 (日)
		③ 巡回距離 (km)	④ 巡回速度 (km/hr)	⑤ 所要日数 (日)	
1/30	7	8.0	30	0.03	0.21
				③/④/8	

表2-6 保守点検業務職種別業務人数計算表

① 基本人数 (巡回体 制) (人/日)	②			③ 年間延べ 業務人数 (人)	④ 業務実施 割合補正	職種別業務人数			
	(a) 保守点検 所要日数 (日)	(b) 巡回 所要日数 (日)	計 (日)			職種	⑤ 職種別 構成比率 (%)	③×④× ⑤ 計算値 (人)	計上値
2	2.17	0.21	2.38	4.76	1.0	業務統括 責任者	5	0.23	0.2
						副総括	15	0.71	0.7
						主任	30	1.42	1.4
						技術員	25	1.19	1.1
						技能員	25	1.19	1.1
						人数計			4.5

表2-7 その他の業務基準日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回／日)	② 年間巡回数 (回)	③ その他の業務の 所要時間 (hr)	④ その他の業務の所 要日数 (日)	⑤＝②×④ 基準日数 (日)
No.1	1/30	7	0.5	0.31	2.17
No.2			0.5		
No.3		365×1/60	0.5	③集計÷8hr	
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			③		
			2.5		

表2-8 その他の業務職種別業務人数計算表

① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③=①×② 年間延べ業務人数	職種別業務人数			
			職種	④ 比率 (%)	③×④ 計算値 (人)	計上値 (人)
2	2.17	4.34	業務総括責任者			
			副総括			
			主任	10	0.434	0.4
			技術員			
			技能員	20	0.87	0.8
			その他	70	3.038	3.0
			人数計			4.2

表2-9 職種別労務単価基準額

①電工労務単価 (円/人・日)	職種	② 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	計上値 (円/人・日)
27,500	業務総括責任者	1.30	35,750	35,700
	副総括	1.15	31,625	31,600
	主任	1.00	27,500	27,500
	技術員	0.90	24,750	24,700
	技能員	0.75	20,625	20,600
	その他	0.60	16,500	16,500

3.3.2 緊急対応業務

・緊急対応業務	普通作業員	2人×1時間＝2時間
	単価割増	平日日中 1.00
		平日夜間 1.25
		平日深夜 1.50
		休日日中 1.35

・緊急対応業務の時間は、過年度の実績等を元に以下のとおり設定した上で積算している。

自治体	平日日中 (h/年)	平日夜間 (h/年)	平日深夜 (h/年)	休日日中 (h/年)	計 (h/年)
潟上市	25.6	25.6	6.4	6.4	64.0
三種町	2.4	2.4	0.6	0.6	6.0
五城目町	7.6	7.6	1.9	1.9	19.0
八郎潟町	2.4	2.4	0.6	0.6	6.0
井川町	7.6	7.6	1.9	1.9	19.0

3.4. 計画策定業務

3.4.1. 更新計画案作成（管路施設）

（１）積算基本条件

管路施設の更新計画案作成に係る積算は、以下の対象延長および割増率を適用し、自治体ごとの指定年度に計上している。

区分	対象延長（1施設あたり）	対象施設による割増率
秋田県	5.0km	30%
各市町村	3.0km	30%

（２）計画案作成 実施年度

各自治体における計画案の作成実施年度は以下のとおり設定している。また、実施年度における対象施設数は1施設として積算している。

自治体名	実施年度
秋田県	令和9年度、令和13年度、令和17年度
潟上市	令和11年度、令和15年度
三種町	令和10年度、令和14年度
五城目町	令和11年度、令和15年度
八郎潟町	令和12年度、令和16年度
井川町	令和12年度、令和16年度
大潟村	令和10年度

(3) 旅費交通費の積算について

本業務における基地（秋田県庁）から現地までの旅費交通費は、以下の対象金額および対象率を用いて算出している。

対象金額 直接人件費計

対象率 0.63%

3.4.2. 更新計画案作成（マンホールポンプ機電）

本業務は、要求水準書において「段階的確定業務」に位置付けられているため、当初の積算には費用を計上していない。

3.4.3. 更新計画案作成（自動通報装置）

自動通報装置の更新計画案作成に係る積算は、対象となる施設数に対し、以下の算出式および各種補正係数を乗じて算出している。

(1) 算出式

基準歩掛 × 対象施設数 × 以下の各種補正値の積（総補正率）

(2) 各種補正値一覧

補正項目	適用値	備考
水量補正係数	0.685	対象水量 0.05 m3/秒
工種比率	0.30	電気
複数箇所補正	0.80	20/100 減
マンホール形式ポンプ場補正	0.70	30/100 減
1 箇所あたり補正	0.05	20 箇所当りに読み替え

(3) 作業比率補正

対象施設を自動通報装置に限定しているため、以下の作業比率補正値を設定している。

施設情報の収集・整理	0.1
修繕・改築計画の策定	0.2

(4) 自治体別 対象施設数

自治体名	対象施設数
男鹿市	9 2 箇所
潟上市	8 3 箇所
五城目町	5 4 箇所
八郎潟町	1 9 箇所
井川町	4 3 箇所
大潟村	3 箇所

(5) 照査

業務対象となる 6 自治体分を令和 9 年度に実施するため、基準歩掛を均等按分して対象自治体に積み上げ計上しています。